

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第37条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、<u>第29条及び同項の規定にかかわらず</u>、人事委員会の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。</p> <p>6・7 略</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第38条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休</p>	<p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第36条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。</p> <p>6・7 略</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第38条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休</p>

職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間又は休暇の期間を休職期間等換算表（別表第40）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	部局	職務	
		基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略			
3級	知事の事務部局	主任	専門主任 主任専門指導員
	略		略
略			
5級	知事の事務部局	課長補佐	略 ミュージアム課長
			漆芸研究所長 略
	教育委員会の事務部局		室長補佐 教育事務所長補佐 略
	略		略
略			
6級	知事の事務部局	副課長	略 ミュージアム副館長 ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長 県税事務所部長 略

職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等換算表（別表第40）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	部局	職務	
		基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略			
3級	知事の事務部局	主任	主任専門指導員
	略		略
略			
5級	知事の事務部局	課長補佐	略 ミュージアム課長 ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長 漆芸研究所長 略
			教育委員会の事務部局
	略		略
	略		
6級	知事の事務部局	副課長	略 ミュージアム副館長
			県税事務所部長 略

			室長 政策主幹 略
	略		略
7級	知事の事務 部局	本庁の課 長	参事（乙） 東山魁夷せとうち美術館長 略 栗林公園観光事務所長 農業改良普及センター所長 略
	略		略
8級	知事の事務 部局	本庁の次 長	政策調整監 総室長 知事公室長 略 大阪事務所長 農業試験場長 長尾土木事務所長 略
	略		略
9級	知事の事務 部局	審議監又 は本庁の 部長	略 東京事務所長 ミュージアム館長
	略		略

注 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度 の職務
略		
8級	参事官	

	教育委員会 の事務部局		政策主幹 略
	略		略
7級	知事の事務 部局	本庁の課 長	参事（乙） ミュージアム館長 東山魁夷せとうち美術館長 略 栗林公園観光事務所長 農業試験場長 農業改良普及センター所長 略
	略		略
8級	知事の事務 部局	本庁の次 長	政策調整監 知事公室長 略 大阪事務所長 長尾土木事務所長 略
	略		略
9級	知事の事務 部局	審議監又 は本庁の 部長	略 東京事務所長
	略		略

注 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度 の職務
略		
8級	参事官	統括参事官

	略	
9 級	警察本部の部長	地域監 統括参事官 政策・国際企画官 略 丸亀警察署長 ※参事官 略

注 略

別表第6 医療職給料表(三)級別職務分類表(第3条関係)

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4 級	主任	係長
5 級	小豆総合事務所の課長又は保健福祉事務所の課長	略 精神保健福祉センター次長 専門職
	略	
6 級	主幹	本庁室長

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

	略	
9 級	警察本部の部長	地域監 政策・国際企画官 略 丸亀警察署長 ※統括参事官 ※参事官 略

注 本表において指定する職務で、※印の付されている職務については、人事委員会の承認を得たものに限る。

別表第6 医療職給料表(三)級別職務分類表(第3条関係)

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4 級	主任	
5 級	小豆総合事務所の課長又は保健福祉事務所の課長	略 精神保健福祉センター次長
	略	
6 級	主幹	